

赤間神宮所蔵五十二号文書の意味

長門本平家物語研究の一手懸として

村上光徳

候 恐惶謹言

〔一〕

下関市赤間神宮に左のような文書が所蔵されている。

八月廿一日

三吉五郎兵衛
花押

田代七郎兵衛
花押

相杜主殿
花押

整理番号で「五十二号」と呼ばれている書簡である。この文書は以前宮司であられた中島正国氏が昭和六年一月『国学院雑誌』に紹介されたのがおそらくはじめで、その後も今日まであまり調査されなかつたのではないかろうか。まず全文を記す。

桂勘左様

追而得御意候下関阿弥陀寺廿卷平家永井伊賀守殿
へ御指出被成春斎方書取坪明伊賀殿より被差返候
濃州様にも久々御留置被成御覽被遊候此平家物語
之儀阿弥陀寺之重物之由御座候間むさと他見不仕
増而自余へ差出写させ候儀手堅停止可仕候由從
濃州様殿様へ御内証御座候間右之通手堅可被仰渡

中島宮司が前記『国学院雑誌』に紹介されたのは、「長門本平家物語の原本について」という論文の補遺の部分においてであるが、その『国学院雑誌』では次の三ヶ所が不明・脱字となっている。すなわち「……永井伊賀守殿へ御指出被成春□方書取坪明……」の□の部分と、「濃

州殿様へ御内証……」と「手堅可仰渡……」と記されて
いる部分である。なぜこうなったかはつきりしないが、
はじめの方は「春斎方……」で□のところは「斎」が入
り、後の二ヶ所は脱字で「濃州殿様……」の「濃州」の
次に「様」が入り「濃州様殿様へ……」となり「手堅可
……」の次に「被」が入り「手堅可被仰渡……」となる
のである。したがつて「濃州様にはないみつに……」
というような読み方をせざるを得ない。

中島宮司はこの文書紹介の後に次のように述べておら
れる。

右楣杜主殿は正徳前後長府藩の者で、同類文書中正
徳四年と年号明記のものもある。三吉田代桂の諸人
は未だ詳かにしないが、此の書簡中の、永井伊賀守
は武藏国岩槻城主永井直敬又はその子尚平であろう
か。濃州様は、欠字にしてある所から見て相当敬意
を払はるべき人と思ふ。

この五十二号文書については中島宮司以外に紹介した
り調査した人はいよいよ思われるが、私は最近この
文書について、中島宮司の論文を基にして多少調査する
機会を得た。私の調査によれば中島宮司のいう「楣杜主
殿」は正徳前後の人とはちがうようであるし、「永井伊賀

守」についても永井直敬、尚平父子ではないといったよ
うに、この文書についての認識をことごとく変えざるを得
なくなつたわけである。春斎・永井伊賀守・濃州様とい
つた人物の関係から思わぬ方向へ発展してゆき、阿弥陀
寺（赤間神宮）の平家物語が当時いかに扱われたかを知
る上でも注目されるのである。

以下順に整理してみたい。

〔二〕

まずははじめにこの書簡の差出人と受取人について考
えてみたい。中島宮司は前掲の通り「楣杜主殿は正徳前後
の長府藩の者……」とされ「三吉 田代 桂の諸人は未
だ詳かにしないが、」と述べておられるのである。ところ
が、じつさいにこうした人たちを調査するのはたいへん
困難である。さいわいにして下関文書館で編纂された『御
当家御役人前帳』—史料叢書2—（昭和四十六年十月
下関図書館発行）という長府藩の役職をまとめた資料集
がある。その「①御職役」の項に差出人・受取人とも名
前が出、その役職の任期まで明細に記されている。

万治元戊戌ヨリ同ニ巳亥マテ

田代八郎兵衛 元信

同ニ己亥ヨリ寛文四甲辰マテ

三吉五郎兵衛 元忠

一人ヲ置ク時トシテ二人ヲ置クコトアリ文武役員ノ進退黜陟学芸軍務会計殖産等ノ各司ヲ統督シ治

同四甲辰ヨリ同十庚戌マテ

桂 勘左エ門 元辰

務枢要ヲ總理スルナリ。

同十庚戌ヨリ貞享四丁卯ムシマテ

桂

勘左エ門

元辰

細川宮内

広道

記されている職制表によると

寛文十庚戌ヨリ天和三癸亥九月役中病死

梶杜主殿

元品

右両人寛文十庚戌ヨリ月代リニベ相勤延宝六

藩主の述職就封に係はらず封内の庶政を總理す。

右両人寛文十庚戌ヨリ月代リニベ相勤延宝六

藩主の述職就封に係はらず封内の庶政を總理す。

戊午三月宮内江戸江御供被仰付候ニ付同年春

つまりこの記事によると藩全般を總理する役職である

ヨリ翌丁未夏迄毛利九郎左エ門元重主殿元品

と受け取れる。また長府藩でいう当職は家老十人の中か

兩人勤之宮内帰着之上同年十月廿九日元重依

ら任命され、だいたい国元長府にて藩を總理していた

願御役御免

といわれている。だとするとこの書簡の受取人である桂

貞享四丁卯二月ヨリ再勤元禄己巳十月依願御免隱

勘左はこのとき当職の要職についていたのではないか、

居 桂 縫殿 元辰

つまり政務家老の桂に他の家老三名が連名で要請した書

貞享四丁卯二月ヨリ

簡というよう受取れそうである。

西 図書 元定

前掲「御職役」表によれば、桂が当職についていたの

抄出すると以上の通りである。おそらく差出人の三吉
・田代・梶杜と受取人の桂の四名は上記の人物であろう
と思われる。『御当家御役人前帳』に記されている「御
職役」というのは『長府毛利家職制表』によれば「当職」
の三

のこと、これについて次のように説明されている。

ノ進退黜陟学芸軍務会計殖産等ノ各司ヲ統督シ治

同ニ己亥ヨリ寛文四甲辰マテ

ノ進退黜陟学芸軍務会計殖産等ノ各司ヲ統督シ治

務枢要ヲ總理スルナリ。

また長府博物館に所蔵されている『毛利家来附録』に

記されている職制表によると

記録所

當職

壱人

年間当職に就任しているが、このときは「縫殿」と言つてゐるので、もしこの書簡が書かれたのが桂の後期当職の在任期間中であつたとすると、「桂勘左殿」とは記されず「桂縫殿」になつていなかつたろうか。したがつて私はこの五十二号の書簡の書かれた時期は桂が前に当職をつとめた寛文四年から寛文十年までの間のいずれかの八月廿二日であると考えたいのである。

なお田代についてであるが、書簡では「七郎兵衛」で『御当家御役人前帳』では「八郎兵衛」となつていて合わないのであるが、この書簡はおそらく右筆が書いているものと考えられる。「七」と「八」の相違はこの辺から起つたものと推察し、したがつて同一人物と考えたい。

つぎに文中の人物「永井伊賀守」・「春斎」「濃州様」

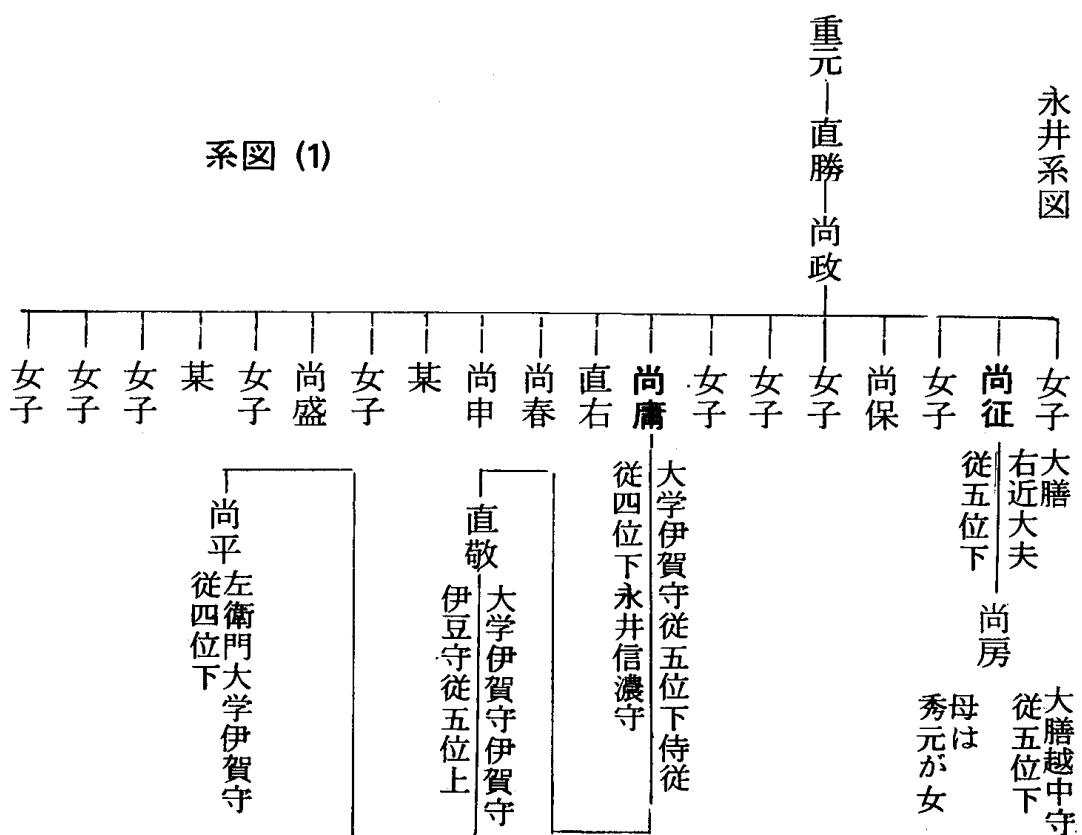
の三名について考えたい。

まず「永井伊賀守」についてであるが、中島宮司は「永井伊賀守は武藏国岩槻城主永井直敬又はその子尚平であろうか」と述べておられるので、いま『寛政重修諸

三

(1)

系図(1)



となつてゐる。そしてこの『寛政家譜』——以下略してこのように記す——（系図①）の記事によると永井直敬は寛文四年に生まれ、正徳元年六月三日四十八歳で死亡している。一方子息の尚平は元禄十年に生まれ、正徳四年八月二十日十八歳で死亡しているのである。中島宮司は五十二号文書を「右相杜主殿は正徳前後の……」と考えておられたのでこの直敬・尚平父子を当てたのであるが、私は上記四名の家老、中でも桂勘左エ門が当職在任期間中と考えるので、この中島宮司の説は成立しないと思うのである。しかば「永井伊賀守」は誰かというと、系図①に出て来る直敬の父親の尚庸ではないだろうか。寛永八年に生まれ、延宝五年三月二十七日に四七歳で死亡している。『寛政家譜』の記事の一部を抄出してみると、

……慶安四年八月十六日從五位下伊賀守に叙任す。

寛文四年七月二十八日先に林春斎に命ぜられし本朝通鑑編集のことを奉行すべきむねおほせかうぶる。

寛文十年六月三日從四位下侍従にすすむ。

十九日さきに奉行せし本朝通鑑編集なりしより、延寿国

資の御刀をたまふ。

——以下略——

のような記事が目につく。もしこの人だとすると、桂が当職を辞した年が寛文十年であるから、このとき尚庸は

四十歳ということになる。寛文五年ならば三十五歳である。徳川幕府命で企画された『本朝通鑑』の編集の仕事を命ぜられてゐるくらいであるから、かなりの学者であったのであろう。しかしこの程度では件の五十二号文書中の永井伊賀守であるとは断言できない。あるいはちがうかも知れないのでもう少しさぐつてみたい。次に毛利家側の記録である『末家長府毛利家』の系図をみると、次頁の系図②のように記されている。この系図で注目されるのは、秀元の五女長菊子が「大和櫛羅永井右近大夫尚征」に嫁いでい、また七女の万菊子が「城州淀稻葉美濃守正則」に嫁いでいることがわかる。（五十二号文書の濃州様）はおそらくこの「正則」であろう。）

だが「永井伊賀守」についてはすつきりしない。ところが、系図①をよくよく見ると上記「尚庸」の兄に「尚征」という人物がいる。しかも「大膳右近大夫・從五位下」と記されていて系図②の「長菊子」の記事と合うのである。『寛政家譜』所載の伝記を要約すると次のようになる。

慶長十九年生る。

寛永八年從五位下に叙し、右近大夫と称す。

万治元年二月二十八日封を襲、新墾田を合せて十万六千九百石余を領し、二万石を弟伊賀守尚庸、七千石を右衛

門直右に……わかつあたふ。

延宝元年十一月十一日卒す。年六十。

室は甲斐守秀元が女

女子 松菊子
女子 宮子
女子 今子

女子 松菊子
女子 宮子
女子 今子

大江氏

末家長府毛利家系図

元清 —— 秀元
正三位宰相長府之祖准國主大広間
右京大夫伊予守甲斐守正四位上

光広 和泉守従四位下
准國主大広間列 繩元 侍従准國大広間列
右京甲斐守従四位下

嫁大和櫛羅永井右近大夫尚征
元和二年生れ、寛永十九年卒

女子 長菊子

女子 千菊子

女子 万菊子

嫁城州淀稻葉美濃守正則
寛永二年生れ、寛文四年卒

女子 元知
女子 妻子

女子 竹千代子

女子

右京大夫、従五位下、従四位下
本家二入テ長門守ニ改ム侍従

匡以 忠次 吉元

系図(2)

守は尚庸と考えてもよいように思われる。

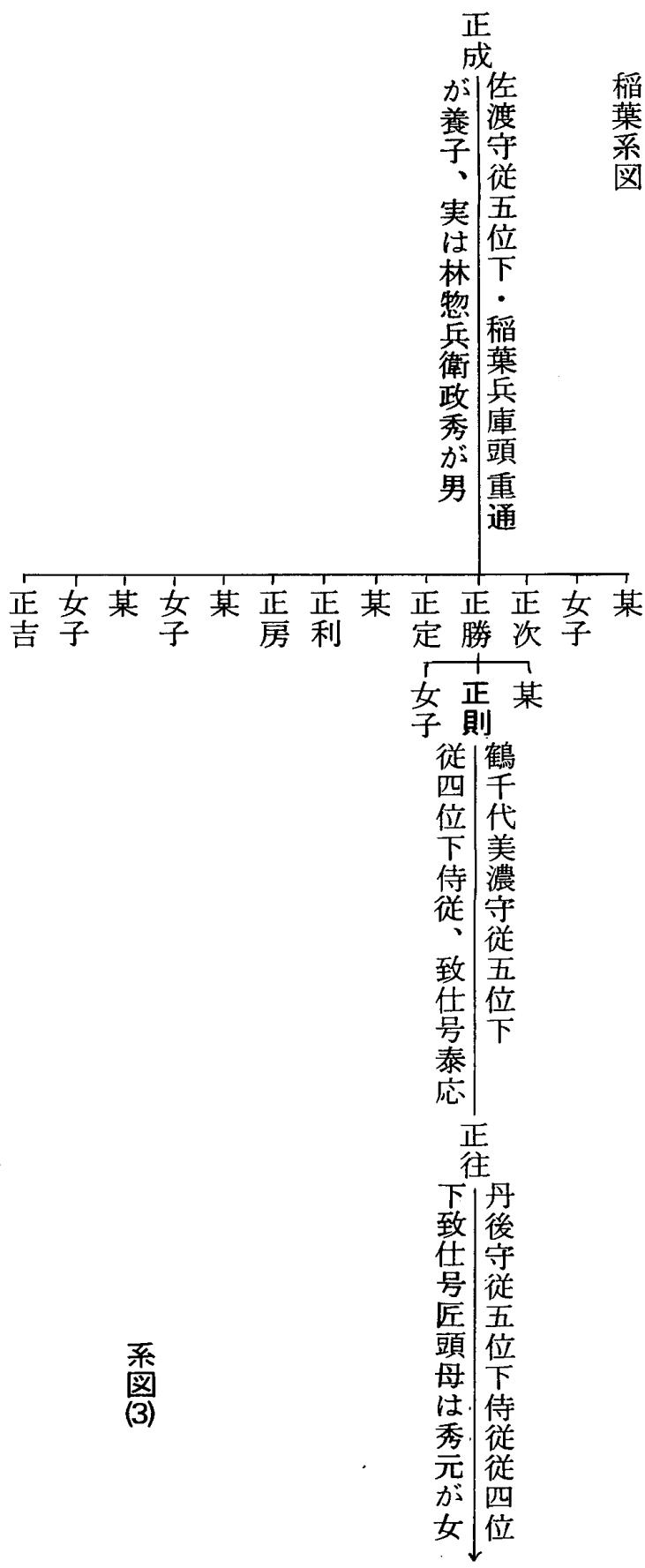
この記事はかなり抄略したものであるが、これでもわ

かるよう系図同様確かに毛利秀元の女は尚征の室となつてゐる。そうすると尚征、尚庸は兄弟であるから永井伊賀守尚庸は毛利家とは縁がある。五十二号文書の伊賀

つぎに毛利秀元の七女万菊子が嫁いだ稻葉美濃守正則について調べてみたい。手懸りとしてやはり『寛政家譜』を見る。卷第六百八「稻葉」系図によると、

越智氏河野支流

稻葉系図



系図
(3)

のように記され、そして正則についてかなり長文の伝記が記載されている。以下必要と考えられる事項を抄出してみると、

元和九年生る。

寛文（永？）三年十二月二十日母卒するのち、祖母春

日局の許に養はる。

寛永十一年十二月廿九日従五位下美濃守に叙任す。（十二歳）寛永十二年十二月朔日毛利甲斐守秀元が女を娶るべきむね、おほせをかうぶる。（十三歳）明暦三年（一六五七）九月二十八日御側近くめしつかはさるべきむね仰をかうぶり、十二月二十七日従四位下に昇る。（二十四歳）

元禄九年（一六九六）九月六日卒す。年七十四歳。室は

毛利甲斐守秀元が女。

となつてゐる。（）内は筆者が補つた。

この中で明暦三年九月の記事で「御側近くめしつかはるべきむね仰をかうぶり……」というのはどういうことなのであろうか。そして、十二月に位が従四位に上つてゐる。このあたりのことははつきりわからないが、『読史総覽』の年表を見ると、彼は万治元年（一六五八）から延宝八年（一六八〇）九月までの二十二年間老中職にあつたことがわかる。上記の「御側近く云々……」の記

事はあるいはこの老中職のことを指しているかも知れない。この点中島宮司が「……相當敬意を払はるべき人……」というのは当つていることになる。

なお、稻葉正則の記事はほんの一部分を抄出したわけであるが、この他数々の業績が記されている。

(3)

次に文書中「……春斎方書取坪明……」の「春斎」という人物について簡単に記す。「春斎」とはいうまでもなく林羅山の第三子で、元和四年京都に生まれた。春斎のほか鷺峯とも号した。寛永十年に江戸に下り、剃髪して「春斎」と名乗つたようである。博識で寛文十五年に評定席に出仕して公事訴訟のことに当つたり、外国との書簡の翻訳や、外交の機密に参与したりした。

寛文二年には法印に叙せられ治部卿と称した。父の羅山が『本朝編年録』十巻をつくり後に『本朝通鑑』正編四十巻を撰したが、まだ完成していないのを継承すべき命をうけ、寛文十年までかかつて『本朝通鑑』（続編二百三十巻）を完成させた。その功により二百石を加増して千五百十石を領するに至つたという。以下略——日本人名辞書・大人名辞典参照——

さて上記春斎の記事でもわかるように、春斎が『本朝通鑑』の編集に携わつてゐる時期と、五十二号文書が三

進むる事無や間
 伊勢り室、あれ
 うとく處す望
 はては候
 永子侯がるは
 ひがは、候はれ
 田代守と云ふ
 まほては候
 えのせは
 進む
 褒め様、くわへ
 三者あま
 田代守と云ふ
 在いはすよ爲
 よのは進み
 稲社うゑ
 進
 えあらへる
 じく化るは

稻助

吉・田代・稻社等によつて書かれたと思われる寛文四年から寛文十年までの年代の重なるのである。これは單なる偶然であろうか。また春斎はなぜこの書簡の中に出でるのであろうか。そして濃洲様、永井伊賀守、春斎はどういう関係にあるのか。また永井伊賀守は上記『寛政家譜』の伝記では命をうけ春斎と本朝通鑑の編纂に携つてゐるが、こうした関係がはつきりするともつと文意がわかるわけである。いま五十二号文書の文意を要約するとだいたい次のようになるであらうか。

下関阿弥陀寺の平家は永井伊賀守殿に貸し出されたが春斎方で書写がすみ、伊賀殿から返却された。稻葉美濃守様もしばらく留めおかれ御覽になつた。この平家物語は阿弥陀寺の重物といふことであるからそう無造作に見せてはいけない。ましてほかへ貸出して写させることは固く停止すべきで、濃洲様より殿様（綱元公）へ御内意がございましたので右のことよく申し渡さるべきです……

文意から判断すると、「平家物語は伊賀守へ貸したが、春斎のところで写しました伊賀守から返して來た。」何か必要があつて貸したようにも受け取れる。また最後の文は濃洲様から内意があつたから「右の通手堅可被仰渡候」は誰へ手堅仰渡すのか、つまり役人へなのか阿弥陀寺へな

のかということであるが、私は阿弥陀寺へであろうと考えた。おそらくこの知らせを受けた阿弥陀寺ではおどろいて以後平家物語を特別な関係者以外は見せなくしたのではないだろうか。またこの書簡は当職の桂勘左衛門に宛てたものであるが、ことの重大さから桂が平家物語につけてこの書簡も阿弥陀寺へ届けさせたので、平家物語もろとも阿弥陀寺から赤間神宮へとたいせつに受けつけられ保存されて今日にいたつたと考えられるのではないか。

以上のことから考えられることは、この書簡は江戸の

家老たちから国元長府の当職桂宛に記され送付されたものということになるのではないか。

〔四〕

この五十二号書簡はたしかに江戸から長府へ送られたものであるとすると、阿弥陀寺本平家をわざわざ遠く江戸まで運ばなければならなかつた理由は何かということになる。書簡ではその理由までははつきりしない。ただ推察するに「春斎書取」が目的らしいとは考えられるそこで春斎の日記である『国史館日録』を注意深く見た。この日記は春斎が寛文二年（一六六二）十月から延宝七年（一六七九）十一月まで漢文で記したものである。

諸文献の批判や諸大名武士たちの逸話なども記されている。また『本朝通鑑』と編纂することになつたきさつとか、編纂所「国史館」を林家の別邸内に設置されたことなど、ことこまかに記されていて興味深い。よく見てゆくとこの日記の中に五十二号文書と結びつきそうな阿弥陀寺本平家物語の記事が出て来るのである。以下順を追つて関係記事を抄出してみる。

まずははじめは件の平家物語が国史館に届けられたときの記事である。

寛文五年十二月二十一日……永伊牧使来。持二樂書至。曰。使二裝潢一而可レ捧レ之。云々。又寄二長州赤間関安徳帝影堂所蔵平家物語二十冊。是領主毛利甲斐守所レ呈也。此書先考少年時。西遊過二彼堂一所レ見也。与二世上流行平家一稍異而詳也。余聞ニ其所レ談欲レ見レ之。然在ニ遠方一不レ能レ借レ之。今因ニ官事一到ニ干此一可ニ以喜一焉。誠使カレ下ニ友元一電中覽之上。則常本所レ無者。稍有レ之。來春可レ写レ之。就想。源平鬪諍事雖レ無ニ此書一猶多ニ他之可レ考。若他鬪年無レ可レ考者出来。則為ニ大幸。然無ニ奈レ之何。

「永伊牧使来。……」で「永」は永井、「伊」は伊賀守「牧」は地方長官という意味であろうから、ここは

「永井伊賀守の使が来た」のであろう。平家物語二十冊

記。一考二異同。一而返二元本於永伊牧。一而達二于毛利氏。一

は毛利甲斐守が所レ呈也とあり、このときの領主は「綱

元」である。そしてこの本は亡父（羅山）が若いころ見

たことがあり、世間に流行している平家とは異つて詳しい本であり、そして前後に「然在ニ遠方ニ不レ能レ借レ之。

今因ニ官事一到ニ干此。一可ニ以喜一焉。……云々……」

遠方にあり借りることができなかつたが「官事に因り」借りることができたとあるので、これはあくまでも個人的に借りたのではなく『本朝通鑑』編纂という公事の資料集めであつたと考えられる。続いて「……来春可レ写レ之」といつてゐるのである。これに合わせたように『国史館日録』に次のような記事がある。

寛文六年二月二日……先頃所レ校釈日本記既畢。二

十卷平家半写レ之。……云々……

さらに同年同月晦日の記事に

……長州所レ呈平家物語二十巻書写既了。

と記されている。つまり前年の寛文五年十二月二十一日に借り、約二ヶ月程で写し終つてゐるわけである。書写完了した後返したわけであるが、その記事を次に引いてみる。

寛文六年三月十一日……長州阿弥陀寺所蔵平家物

語二十巻。新写校成。乃附二友元。一与二東鑒。盛衰

返却はやはり永井伊賀守を通して毛利氏へ届けたようである。これも五十二号文書と同じ手順である。

以上の記事がもし五十二号文書と関係あるとすると、阿弥陀寺本の平家物語は八月まで江戸にあつたことになる。この間文書に「濃州様にも久々御留置被成御覽被遊候……」とあるようにあるいは稻葉美濃守のところへ行つていたのではないだろうか。「久々」とあるのがどうもそれらしく感じられてならない。いずれにしろ阿弥陀寺本平家物語が遠い下関から江戸まで運ばれた理由は、

『本朝通鑑』編纂のための資料蒐集作業の一環として行なわれたものと考えて間違ひなさそうである。そうすると文書の中に出で来る「濃州様」・「永井伊賀守」は毛利家とただ単に縁故関係にあるからという簡単な考え方では片付かないようと思われる。そこで濃州様・永井伊賀守・春斎の関係を中心にもう少し探つてみるとする。

〔五〕

『国史館日録』をよく見ると永井伊賀守が『本朝通鑑』

編纂の仕事を手伝うように命ぜられたことがはつきり記されている。すなわち

寛文四年七月二十八日。余登 嘗群侯退去之後。忠清及三執政列ニ坐黒書院側。召ニ永井伊賀守。大江尚庸。一 正則伝レ 命日。 本朝編年録延喜以後編輯之事。既被レ 命ニ弘文院。一 然其支用事繁。使三レ卿奉ニ行其事。一 云云。尚庸謝レ 之曰。宜下与ニ弘文院一議。上 余亦在一其席。一 忠秋顧ニ尚庸一曰。年壯勿ニ以厭一レ 劳。正則顧レ 余曰。尚庸於レ 子交際殊厚。故有ニ是命。一 定知可ニ怡悦。一 云云。尚庸自レ 少好レ 学。与レ 余執レ 交殆二十年。

のとくに述べられている。文書にいう濃州様つまり稻葉正則はこゝでは老中としての立場で話しているように思われる。したがって上記三名の関係は老中と編纂者という関係になつてゐるのである。永井伊賀守は編纂者であるから『国史館日録』にもかなり出て來る。

寛文四年八月五日。余赴ニ尚庸宅。議ニ編輯之事。一八月十三日。尚庸来ニ忍岡一相レ 僮。余予往待レ 之。尚庸作ニ境内図一而帰。
八月二十一日。尚庸及余登。……云々……
寛文四年十月二十日。及レ 晩尚庸寄レ 書曰。……云々……

寛文四年十月二十六日。陰不雨、永伊牧寄レ 書。

といつたように頻繁に出て來る。編集者の一員であつてみれば当然と言えばそうであるが、ほとんど毎日のようには「国史館」に出入したり、また連絡を取つたりしていふ。さらに編纂所である「国史館」を建てることになつた経過など次のように記されている。

寛文四年八月十日。尚庸及余登 嘗。与ニ四老一議レ 事。忠秋。正則皆曰。建ニ長寮於忍岡弘文院内一可レ 為ニ編輯之場。又嘗ニ文庫。可ニ以聚ニ倭書。一邇日尚庸可ニ行相レ 収。

ここに記されている通り、忍岡弘文院内に作り、「嘗ニ文庫ニ」、「可ニ以聚ニ倭書。」と述べている。これを忠秋・正則がそろつていつてゐるのである。そして結局その通りに決定され、たちに工事に入ったことが同年八月十三・十五・十八日などの記事でわかる。

こうして「国史館」は建設されるわけであるが、一方で資料の蒐集作業が進められたものと思う。これらの記事をこまかく見て行くと、老中稻葉正則・春斎・永井伊賀守はたえず連絡をとつていた。これも幕府の仕事として編纂されるのであってみれば当然であるが、このような状態を合わせ考えると、五十二号文書に出て來るのは、縁故関係に加えて職務上のことで登場したかと思われる。

いすれにしろ五十二号文書は一地方の藩の家老同志のや
りとりではなく、幕府が編纂する歴史資料の提供者とし
て中央とつながりをもつ重要な書簡ということになる。

〔六〕

さて以上、きわめて粗雑な考証ではあるが赤間神宮に
所蔵されている「五十二号」の文書はかなり重要な意味
を持つていてることがわかると思う。少なくとも当時の長
門本の状況を知る上には役立つはずである。そしてこの
文書は一応形式は江戸の三人の家老から国元長府藩の当
職（政務家老）へ宛てた書簡で、書かれた年代は国史館日
録との関係から推して寛文六年八月二十二日と考えてよ
いと思われる。

この当時長門本平家物語は春斎の日記の「与二世上流
行平家一称異而詳也。」などから判断すると、江戸には
おそらく見当らなかつたのではないだろうか。もし江戸
のどこかにあることがわかつていればわざわざ下関から
取り寄せることもなかつたはずである。ただ春斎は日記
にも書いているように父親の羅山が以前に下関で見て
ることを聞いており、それに『徒然草野槌』にも書いて
いるので見たいと思っていたのであろう。春斎の喜びは

一入であつたろう。寛文年間には江戸では二十巻の平家
はめずらしいので、稻葉美濃守正則は老中であり、また
藩主毛利綱元の叔父というような立場で指示したのでは
ないか、だから三吉・田代・相杜の三人の家老が連名で
桂に宛てて「阿弥陀寺之重物之由御座候間むさと他見不
仕増而目余へ差出写させ候儀手堅停止可仕候由……云々
……」と申し入れたのである。そしてこのことは「濃州
様殿様へ御内証に……」などから察せられるのである。

阿弥陀寺（赤間神宮）の二十巻本の平家物語というの
はこうしたことから逆に有名になつていったのではない
か。いちいち例証しないが以後この平家物語を国守・藩
主などの協力で見た、書写したなどの記録が今日見られ
るのである。現存する長門本の写本の大部は寛文以後
のものではないだろうか、それも年号のはつきりわかる
書写年代が中期・末期と比較的新しいのも、阿弥陀寺の
重物なので一般人は入手しにくかつたという事情で急に
は流布しにくかつたということはないだろうか。したが
つて版本を作るのもむずかしかつたのであろう。

なお本稿を記すにあたり、長府毛利家及び藩のこと
について、長府博物館の伊秩洋子先生及び、長府図書
館の西谷重道先生にお教えいただきました、記して御
礼申し上げます。

〔補遺〕

源臺近

の通りである。

上記脱稿後、渥美かほる博士が数年前から影印刊行して来られた長門本平家物語（内閣文庫蔵寛保二年奥書。芸林社発行）がつい最近完結し、その最終冊に「解題」を載せられた。そして博士がその解題の中で私が前段（「一」）（「六」）で述べた赤間神宮の五十二号文書について言及しておられるのを拝見した。ところがこの文書に関し博士のご推察と私の調査結果がかなり違うので、以下その相違点を略々検討してみたい。

なお渥美博士の解題は三章から成り、その主力は第三の中の「書誌」の部分にあるかと拝見した。これから考えようとするのは「書誌」の中の「識語について」の部分で内閣文庫本の識語と五十二号文書の関係についてである

渥美博士は五十二号文書に注を加えながら次のように読んでおられる。（原文写真参照）少し長いが引用する阿弥陀寺本は永井伊賀守に貸したが、春大方（□は大であろう）書写して返却された。濃州様も（これが美濃国郡上八幡の金森可寛を指すと私は考えるのだが）長らく借りておられるが（春に返却され、すぐ金森家に貸出されたとすると、この手紙の八月下旬までは旧暦であるから大よそ半年前後の経過と見られる）、この平家物語は阿弥陀寺の重宝であるから、そうムサと他見させてはならず、まして他所へ貸出して写させることは固く停止すべきで、濃州様には耳へ入らぬようにして、（役人に）手堅く仰せ

平家物語一部二十冊所在長門国下関阿弥陀寺也

世謂長門本又赤間本享保之頃故長州刺吏可寛得讃岐守大江匡広所持之正本而命筆工等写之令為家藏者也

渡すべきである。という手紙である。三吉・田代・梶杜・桂の四人は『毛利十一代史』に屢々見える名前である。

渥美博士は内閣文庫本の識語の中に出で来る「故長州刺吏可寛」は美濃国郡上八幡城の金森可寛を指すというとして五十二号文書の中の「濃州様」を金森可寛であると擬しておられる。この金森可寛は宝永四年（一七〇七）に長門守に叙せられているが父に先立ち早世したので城主にはならなかつたといふ。また内閣文庫本の識語中の「讚岐守大江匡広」は長府藩第六世の藩主毛利匡広のことであり、匡広は享保四（一七一九）府中に移り住み、途中で甲斐守に叙任せられ享保十三年（一七二八）に没した。したがつて内閣文庫蔵寛保二年写本は金森可寛が長州刺史の在任中で、しかも毛利匡広が讚岐守であつた期間に阿弥陀寺本を借りて書写した一つまりその期間は享保四年から享保十三年の間のことと推定されたのである。

内閣文庫本はその識語の通り金森可寛が毛利匡広から借りて書写したということはあるいは間違いないことかも知れないが、だからといってその証拠となる資料が五十二号文書であるというのは飛躍しすぎるとと思うのである。この場合、郡上八幡の城主にもならない金森可寛を

果して「濃州様」といつたかどうか、私はかなり擬うのである。稻葉美濃守正則を「濃州様」という例になれば、可寛は「長州様」とるべきではないか。この文書は私の調査では前述した通り、「寛文六年（一六六六）八月二十二日に書かれたものと考られるのであるが、もしこの私の推定年代が正しいとする、内閣文庫本が書写されたと考えられる年を仮りに享保四年としても寛文六年から五十三年も後のことになる。登場人物——濃州様・永井伊賀守・春斎等・また差出人・受取人のどの人も私の推定した寛文六年八月二十二日という日付には抵触しないと考る。渥美博士は差出人と受取人について「三吉・田代・梶杜・桂の四人は『毛利十一代史』に屢々見える名前である」と言っておられるのであるが、これら的人物についても前述した通り家老格の人物でありそれぞれ長府藩の「当職」（政務家老）を一度は務めた人たちであつて、年代も矛盾しない。『毛利十一代史』にどういうふうに記されてあるのか私は見ていないのでわからぬが、長府藩の『御当家御役人前帳』を見ても主だった要職にある家臣に三吉・田代・梶杜・桂といつた人物は多い。例えば享保三年から享保十三年までの間の「当職」を務めた人物を列挙しても桂縫殿元昭・田代要人元貞・三沢求馬元為・伊秩丹宮元一・桂縫殿元昭な

どである。したがつて苗字だけでは判定できない。

以上のような五十二号文書を、渥美博士は影印出版された内閣文庫本が確実に、阿弥陀寺本を直接に書写したときの証拠となる資料と考えられたのだが、私はどうしてもそういう資料にはなり得ず寛文年間の文書と考えるのである。

なお前段（「一」）でも述べたが、また写真を見てもわかる通り、この五十二号文書は中島宮司が『国学院雑誌』に紹介されたとき不明なところと起稿の段階か校正の段階で脱落したと思われる箇所があわせて三ヶ所ほどあるのである。したがつてそのまで読むと文意が通りにくく、はつきりしないのである。渥美博士も件の『国学院雑誌』掲載のものをそのまま使つておられるので、苦労して読まれたのであろうが、けつきよく五十二号文書の正しい内容は読み取られていないのである。その場所は

- ① 「御指出被成春□方書取坪明……」となつてゐる。「□」の部分は正しくは「斎」が入り、「春斎」（林羅山の子）となるところを、渥美博士は「大」を入れられてゐるのである。そして「春大方」とされた。
- ② 「濃州殿様へ御内証に……」とあるところは写真を見るとわかるように「濃州様殿様へ御内証……」とな

らなければならぬのである。「様」一字が脱落してしまつたためわかりにくい文章になつてしまつたわけである。渥美博士はこの部分をそのまま読まれ、つじつまを合せようとされたため「濃州様には耳に入らぬよう……」とこのように解されてしまった。

- ③ 「右之通手堅可仰渡候」とあるところは「手堅可：」の次に「被」が入り「右之通手堅可被仰渡候」となつてゐるのである。

の三ヶ所なのである。したがつて五十二号文書にとってはこの問題はかなり重要な問題点だと思うのである。

だいたい上記の通りであるが、やはり赤間神宮五十二号文書は私が考証した寛文六年八月二十二日に書かれたものと考證するのが正しいのではないだろうか。

なお渥美博士が「本影印本が阿弥陀寺本の直接書写であること、且つ原本の文字遣いまで忠実に写そうとしていることは注目されることである」と述べておられるがこの問題について私は別に考えていることもあり、また山口県文書館の旧阿部本などについても稿を改めたい。